

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

平成31年3月27日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

京都市上下水道局

(2) 代表者名

京都市公営企業管理者上下水道局長 山添 洋司

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市上下水道局南部拠点整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 新庁舎最大約24,000㎡，仮庁舎約3,000㎡

3 事業実施想定区域

京都市南区上鳥羽鉾立町11-3, 11-4

4 配慮書の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成31年3月27日から同年4月26日まで（土曜日, 日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから, 配慮書を閲覧することが
できます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000249494.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)